

# 「ビキニ労災訴訟を支援する会」(仮) 参加の呼びかけ

2020年1月15日

## ◆ビキニ水爆事件の真相

アメリカは、1954年3月1日から5月14日まで6回の水爆実験を、太平洋マーシャル諸島ビキニ環礁で実施しました。6回の水爆実験は、広島型原爆の3220倍、広島型原爆を8年9か月と18日間毎日爆発させた核威力に相当するものでした。水爆実験による「死の灰」は、第五福竜丸ほか日本のマグロ漁船延べ992隻や、マーシャル諸島海域に降り注ぎ、海も空も人も魚も放射能で汚染しました。

しかし、日本政府は軍事機密を最優先したアメリカの立場を容認し、被災船は第五福竜丸だけとして、1955年1月、見舞金200万ドルで政治決着を図り、65年間も真相を隠し続けてきました。ビキニ水爆事件は国による戦後最大級の人権侵害事件です。

事件から31年後の1985年、高知県西部の幡多高校生ゼミナールによって「ビキニ事件」の真相が明らかとなりましたが、政府は隠し続けました。2014年NHK広島放送局が米国公文書館で被災船の「機密文書」を発見し真相が放映されたことで日本政府は隠しきれず開示に追い込まれ、高校生たちの調査が実証されました。

## ◆国賠訴訟は「被ばく」を明らかにしました

日本政府が開示した資料を分析した広島の科学者チームは、ビキニ事件と元漁船員の被ばくとの因果関係を最新の科学的知見によって立証しました。「ビキニ事件」の情報が意図的に隠蔽されたこと、被ばくの実態を掴んでいたのに関わらず必要な調査を怠り、何の救済措置もしてこなかったことに対して、2016年、元船員と遺族や支援者など45人は、国に対して損害賠償の請求を求め提訴しました。

裁判は、高知地裁から高松高裁まで一審、二審とたたかいましたが、①国は情報を意図的に隠蔽しているとは言えない。②現行法のもとでは、国に調査や救済の義務があるとは言えない。という、今の政府を忖度するかのような内容でした。しかし、判決には二つの重要な内容が含まれていました。一つは、水爆実験により、広範囲に放射性降下物が撒き散らされ、漁船員も被ばくしていることを否定できないこと。二つ目は、救済に向けて立法府及び行政府の一層の検討が求められているとしたことです。

この判決内容は、ビキニ水爆実験の被災船は、第五福竜丸以外は「無かった」としてきた政府見解を覆し、一審・二審とも司法が事件の真相を認めたという歴史的内容が含まれたものでした。

## ◆船員保険労災認定請求とその経過

2016年2月27日に元船員と遺族11名は、全国健康保険協会に対し、「継続療養」の申請を行いました。2017年12月25日、保険協会は「継続療養」の承認をしないと決定しました。この決定を不服として、2018年1月29日に関東信越厚生局社会保険審査会に審査請求を行いました。請求が却下されたので、同年9月5日に厚労省社会保険審査会へ再審査請求を行い、2019年5月16日に8人の参与が参加しての「公開審理」が行われました。参与からは「水産庁は海域での操業で被ばくすることを予測し、予防的措置を実施すべきであり、それを怠った責任がある」「請求者からの



(公開審理 2019.5.16)

聞き取りを行っていないなど、労災認定に不可欠な実態把握を怠っている」「有識者会議の報告の検証がされていない」など、審査の問題点を指摘する意見が次々に出されました。

しかし2019年9月30日、同審査会は「保険者の現処分を追認し、11名全員を不承認とする」という裁決書を通知してきました。参与の意見を無視し、極めて不当であり意図的だと言わざるを得ません。

### ◆「ビキニ労災訴訟」をおこし、一刻も早い救済を求めます

裁決書の内容は、核開発政策のもとでは、豊かな漁場である太平洋が放射能でどれだけ汚染されても仕方がない、そこで働く漁民、あるいはそこに暮らす人々が被ばくしても仕方がないという考えを認めるということに等しく、とても承服できるものではありません。

私たちは、国賠訴訟判決内容を踏まえ、原処分をおこなった全国健康保険協会に対して処分取り消しを求める行政訴訟(「ビキニ労災訴訟」)を起こすこととしました。この訴訟は、船員保険法の適用で元船員の医療保障と健康の回復、名誉の回復を求めるものです。

同時に、「ビキニ労災訴訟」は、豊かな漁場と地球環境を守ること、国連での核兵器禁止条約発効を求める世界の流れにつながる裁判でもあります。

### ◆支援する会への賛同と協力の呼びかけ

「ビキニ事件」は第五福竜丸だけでは無かったこと。被災者と遺族にはいまだ未解決事件であること。そして一刻も早い救済が求められていることから今回の提訴へと踏み切りました。

弁護団による訴訟準備に入りました。全国の団体・個人のみなさまのご賛同とご協力によって「ビキニ労災訴訟を支援する会」(仮称)を結成したく思います。以下の内容をご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

- 1 「ビキニ労災訴訟を支援する会」(仮称)への団体・個人会員になってください
- 2 被災した元船員の労災申請訴訟への支援を貴会(組織)内に広げていただき、今後全国的な展開となる裁判への募金要請・傍聴活動などに支援・協力してください
- 3 『ビキニ核被災ノート』(A5版)、写真展「ビキニの海は忘れない」、紙芝居「ビキニの海の願い」やDVD「ビキニ核実験と核兵器禁止条約」の上映などでの学習資料をご活用ください
- 4 ヒロシマ・ナガサキ・ビキニ・フクシマの核被災の検証・救済のために、日本政府に核兵器禁止条約の批准をご一緒に求めていきましょう

◇このよびかけに対する問い合わせ、申し込み先◇

・高知県原水協 〒780-0850 高知県高知市市丸の内2-1-10 高知城ホール

Tel/fax 088-823-8334 E-メール [kochigensuikyou@outlook.jp](mailto:kochigensuikyou@outlook.jp)

銀行振込 名義 コウチケンゲンスイキョウ 四国労働金庫 高知支店 普通 2155591

・太平洋核被災支援センター 〒788-0785 高知県宿毛市山奈町芳奈 2779-2

Tel/fax0880-66-1763 メール [masatosi.sky@orange.zero.jp](mailto:masatosi.sky@orange.zero.jp) <http://bikini-kakuhisai.jet55.com>

郵便振込 1670 9 133375 太平洋核被災支援センター

銀行振込 名義 タイヘイヨウカクヒサイシエンセンター ゆうちょ銀行 記号16420

口座番号 13279871 店名 六四八(ロクヨンハチ) 店番 648

# 「ビキニ労災」訴訟を支援する会

## 入会・賛助会員申込書

年 月 日

◆氏名・団体名 \_\_\_\_\_

(団体の担当者) \_\_\_\_\_

### ◆連絡先

住所 〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

### ◆会員区分（年度会費） 区分に○印をお願いします

・個人会員（一口1千円）（ ）口 \_\_\_\_\_ 円

・団体会員（一口5千円）（ ）口 \_\_\_\_\_ 円

・賛助会員（一口1千円）（ ）口 \_\_\_\_\_ 円

・寄 付 \_\_\_\_\_ 円

### ◆メッセージなど

\_\_\_\_\_